

●政策保有株式に関する基本方針

2024年5月15日

1. 保有に関する方針

(1) 政策保有株式とは、運用収益の安定的な確保、資産価値の長期的な向上及び発行体等との総合的な取引関係の維持・強化を目的として、長期保有を前提に投資する株式をいいます。当社は、投資先企業との長期的・安定的な関係の維持・強化、事業戦略上のメリットの享受などがはかられ、取引先および当社グループの企業価値の向上に資すると判断される場合にのみ、政策保有株式を限定的に保有する方針です。

(2) 現在保有する政策保有株式については、毎年、取締役会にて、個別銘柄毎に以下の条件を満たすか否かを検証し、当該条件を満たす場合には保有継続しますが、当該条件を満たさない場合は、投資先企業との十分な対話を経て今後縮減を行うことを検討します。なお、当該条件を満たし、保有の妥当性が認められる場合にも、市場環境や当社の経営・財務戦略等を考慮し、売却することがあります。

- ・保有目的が適切であること
- ・保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っていること
- ・投資先企業と当社グループが継続的な取引関係を有し、今後も取引拡大の可能性があること
- ・取引関係の維持、取引拡大のために、株式保有が必要と考えられる合理的な理由があること
- ・投資先企業の業績、株価の変動等による保有リスクが著しく大きくないこと
- ・他の事業上の投資における資金需要に著しい影響を及ぼさないこと

2. 保有の合理性に関する検証内容の開示

(1) 当社グループでは、政策保有株式全てについて、個別銘柄毎に、中長期的な視点から成長性、収益性、取引関係強化等の保有意義及び経済合理性を確認しています。

(2) 政策保有株式保有の経済合理性の検証は、上記条件のもと、対象株式を取得することで得られる効果を定量的、定性的に測定し、当社グループの資金使途として適切かどうか検討した上で、実施しております。

(3) 2024年3月末基準の検証結果は以下の通りです。

・保有意義については、検証対象の何れも、当社グループの中長期的な経済的利益を増大する目的で保有しており、その妥当性を確認しました。保有の合理性については、検証対象の何れも、上記条件を満たしていることを確認致しました。

3. 議決権行使に関する方針

(1) 政策保有株式の議決権行使に際しては、議案ごとに以下の点を確認のうえ、総合的に判断します。

- ・投資先企業の中長期的な企業価値を高め、持続的成長に資するか
- ・当社グループの中長期的な経済的利益の増大に資するか

(2) 中長期的な取引先企業の企業価値向上や当社グループの経済的利益に大きく影響を与える

重要な議案については、必要に応じて取引先企業との対話等を経て賛否を判断します。当社グループが重要と考える議案は以下の通りです。

- ・剰余金処分議案（財務の健全性及び内部留保とのバランスを著しく欠いている場合）
- ・取締役・監査役選任議案（不祥事が発生した場合や一定期間連続で赤字である場合等）
- ・監査役等への退職慰労金贈呈議案・組織再編議案
- ・買収防衛策議案 等

以上